



2016年5月13日

各 位

会社名 蝶理株式会社  
代表者名 代表取締役社長 先濱 一夫  
(コード番号 8014 東証第1部)  
問合せ先 経営政策部長 河村 泰孝  
(TEL. 03 - 5781 - 6201 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月15日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、平成28年3月23日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、コーポレート・ガバナンス、内部統制を更に充実させ、企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行する方針です。それに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2016年6月15日
定款変更効力発生日	2016年6月15日

以 上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第2条 第1章 総則 < 条文省略 > < 新設 >	第1条～第2条 第1章 総則 < 現行通り >
第3条～第4条 < 条文省略 > 第2章 株式 第5条～第12条 < 条文省略 > 第3章 株主総会 第13条～第18条 < 条文省略 >	第3条(機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第19条(取締役会の設置) <u>当社は取締役会を置く。</u>	第4条～第5条 < 現行通り > 第2章 株式 第6条～第13条 < 現行通り > 第3章 株主総会 第14条～第19条 < 現行通り > 第4章 取締役および取締役会 < 削除 >
第20条(取締役の員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 < 新設 >	第20条(取締役の員数) <u>①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする。</u> <u>②当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第21条(取締役の選任方法) ①取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② < 条文省略 > ③ < 条文省略 >	第21条(取締役の選任方法) <u>①取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② < 現行通り > ③ < 現行通り >
第22条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 < 新設 > < 新設 >	第22条(取締役の任期) <u>①取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第23条(代表取締役および役付取締役) ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② < 条文省略 > ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第23条(代表取締役および役付取締役) <u>①取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</u> ② < 現行通り > <u>③取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
第24条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第24条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
<p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第25条 &lt;現行通り&gt;</p>
<p>第26条(取締役会の招集通知)  ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第26条(取締役会の招集通知)  ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第27条 &lt;現行通り&gt;</p>
<p>第28条(取締役会の決議の省略)  当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>第28条(取締役会の決議の省略)  当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第29条 &lt;現行通り&gt;</p>
<p>第30条(取締役会の議事録)  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役は、これに署名し、または記名押印する。</p>	<p>第30条(取締役会の議事録)  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役は、これに署名し、または記名押印する。</p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>第31条(取締役への重要な業務執行の決定の委任)  当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第31条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第32条 &lt;現行通り&gt;</p>
<p>第5章 監査役および監査役会  第32条(監査役および監査役会の設置)  当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第5章 監査等委員会  &lt; 削除 &gt;</p>
<p>第33条(監査役の員数)  当社の監査役は、3名以上とする。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第34条(監査役の選任の方法)  ①監査役は、株主総会において選任する。  ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第35条(監査役の任期)  ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第36条(常勤の監査役)  監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>

現行定款	変更案
<p>第37条(監査役の報酬等)  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第38条(監査役会の招集通知)  ①<u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  ②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第33条(監査等委員会の招集通知)  ①<u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  ②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第39条(監査役会の決議の方法)  <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第34条(監査等委員会の決議の方法)  <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>第40条(監査役会の議事録)  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名し、または、記名押印する。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第41条(監査役の責任免除)  ①<u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  ②<u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>  <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第42条(監査役会規則)  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第35条(監査等委員会規則)  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>第43条(会計監査人の設置)  <u>当会社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>第44条～第45条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第36条～第37条 &lt; 現行通り &gt;</p>
<p>第46条(会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第38条(会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>第47条～第50条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>第39条～第42条 &lt; 現行通り &gt;</p>
<p>&lt; 新設 &gt;  &lt; 新設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条(監査役の責任免除等に関する経過措置)  <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上